

七 独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法施行令（平成十五年政令第二百九十三号）附則第十三条の規定によりなおその効力を有することとされる独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法（平成十四年法律第八十号）附則第十六条の規定による改正前の日本国有鉄道清算事業団の債務等の処理に関する法律（平成十年法律第三十六号）附則第三条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について、職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧日本国有鉄道、同法附則第二条の規定により解散した旧日本国有鉄道清算事業団（以下「旧日本国有鉄道清算事業団」という。）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本鉄道建設公団（以下「旧日本鉄道建設公団」という。）の職員としての在職期間

八 独立行政法人に係る改革を推進するための文部科学省関係法整備に関する法律（平成十八年法律第二十四号。以下「平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法」という。）附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第十二条の規定による廃止前の独立行政法人国立青年の家の法（平成十一年法律第二百六十九号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第九条第三項の規定により解散した旧独立行政法人国立少年の家の職員としての在職期間

九 平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第四条第三項の規定によりなおその効力を有することとされる平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第十二条の規定による廃止前の独立行政法人国立少年自然の家法（平成十一年法律第二百七十号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第九条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立少年自然の家（以下「旧少年自然の家」という。）の職員としての在職期間

十一 独立行政法人経済産業研究所法（平成十一年法律第二百号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人経済産業研究所の職員としての在職期間

十二 貿易保険法の一部を改正する法律（平成十一年法律第二百二号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる貿易保険法及び特別会計に関する法律の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十九号）附則第十三条第一項の規定により解散した旧独立行政法人日本貿易保険（以下「旧独立行政法人日本貿易保険」という。）の職員としての在職期間

十三 独立行政法人通則法の一部を改正する法律及び独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律の施行に伴う関係政令の整備等及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第七十四号。以下「平成二十七年独立法整備政令」という。）第一百四十二条の規定により読み替えて適用する国立研究開発法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人通則法の一部を改正する法律の施行に伴う関係法律の整備に関する法律（平成二十六年法律第六十七号。以下「平成二十六年独立法整備法」という。）第八十八条の規定による改正前の独立行政法人宇宙航空研究開発機構法（平成十四年法律第百六十一号。以下「旧独立行政法人宇宙航空研究開発機構法」という。）第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人労働政策研究・研修機構の職員としての在職期間

十五 独立行政法人原子力安全基盤機構の解散に関する法律（平成二十五年法律第八十二

号。以下「原子力安全基盤機構解散法」といふ。附則第十条の規定によりおその効力を有することとされる原子力安全基盤機構解散法附則第二条の規定による廃止前の独立行政法人原子力安全基盤機構法（平成十四年法律第七百七十九号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる原子力安全基盤機構解散法等の一条の規定により解散した旧独立行政法人原子力安全基盤機構（以下「旧独立行政法人原子力安全基盤機構」という。）の職員としての在職期間

十六 独立行政法人医薬品医療機器総合機構法（平成十四年法律第九十四号）附則第八条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人医薬品医療機器総合機構の職員としての在職期間

十七 独立行政法人日本学生支援機構法（平成十五年法律第九十五条）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人日本学生支援機構の職員としての在職期間

十八 平成二十七年独法整備政令第一百四十二条の規定により読み替えて適用する国立研究開発法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五条）附則第四条第三項の規定により改正前の独立行政法人海洋研究開発機構法（平成十五年法律第九十五条）以下「旧独立行政法人海洋研究開発機構法」といふ。第三条の独立行政法人海洋研究開発機構（国立研究開発法人海洋研究開発機構を含む。）の職員としての在職期間

十九 国立大学法人法（平成十五年法律第一百十ニ号）附則第六条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同法第二条第五項に規定する国立大学法人等の職員としての在職期間

二十 独立行政法人国立高等専門学校機構法（平成十五年法律第一百十三号）附則第五条第

（以下「旧メテイア教育開発センター」とい
う。）の職員としての在職期間
十四 平成二十七年独法整備政令第百四十二

条の規定により読み替えて適用する独立行政法人産業技術総合研究所法の一部を改正する法律（平成十六年法律第八十三号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十六年独法整備法第二百七十三条の規定による改正前独立行政法人産業技術総合研究所（平成十一年法律第二百三号。以下「旧独立行政法人産業技術総合研究所法」という。）第二条の独立行政法人産業技術総合研究所（国立研究開発法人産業技術総合研究所を含む。）の職員としての在職期間十五独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備及び経過措置に関する政令（平成二十七年政令第三十五号）第二十二条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人医薬基盤（平成十五号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人医薬基盤研究所法（平成二十六年法律第三十九号）による改正前の独立行政法人医薬基盤研究所法（平成十六年法律第三十五号。以下「旧独立行政法人医薬基盤研究所法」という。）第二条の独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律（平成二十六年法律第三十九号）による改正前の独立行政法人医薬基盤・健康・栄養研究所（国立研究開発法人医薬基盤・健康・栄養研究所）による勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人医薬基盤（平成二十七年独法整備法令第四十二条の規定により読み替えて適用する独立行政法人情報通信研究機構法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十一号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十六年独法整備法第四十七条の規定による改正前の独立行政法人情報通信研究機構法（平成十一年法律第六百六十二号。以下「旧独立行政法人情報通信研究機構法」という。）第三条の独立行政法人情報通信研究機構（国立研究開発法人情報通信研究機構を含む。）の職員としての在職期間

二十七 独立行政法人酒類総合研究所法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十三号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法人酒類総合研究所の職員としての在職期間

整備法附則第四条第一項又は第六項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧青年の家又は旧少年自然の家の職員としての在職期間及び平成十八年独法改革文部科学省関係法整備法附則第三条第二項に規定する施行日後の研究所等（独立行政法人国立特別支援教育総合研究所、国立研究開発法人人物質・材料研究機構、国立研究開発法人防災科学技術研究所、国立研究開発法人放射線医学総合研究所法の一部を改正する法律（平成二十七年法律第五十一号）による改正前の国立研究開発法人放射線医学総合研究所法（平成十一年法律第百七十六号）。以下「旧国立研究開発法人放射線医学総合研究所法」という。）第二条の国立研究開発法人放射線医学総合研究所及び国立研究開発法人人量子科学技術研究開発機構並びに独立行政法人国立文化財機構を含む。）の職員としての在職期間

二十九 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十五号。以下「平成十八年独法改革厚生労働省関係法整備法」という。）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる同法附則第三条に規定する施行日後の労働安全衛生総合研究所等の職員としての在職期間

三十 独立行政法人に係る改革を推進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成十八年法律第二十六号。以下「平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法」という。）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法附則第三条に規定する施行日後の研究機

構等（国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構、独立行政法人による改進するための農林水産省関係法律の整備に関する法律（平成二十一年法律第七十号。以下「平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法」という。）第二条の規定による改正前（平成十一年法律第二百四十九号。以下「旧国立研究開発法人水産総合研究センター法」という。）第二条の国立研究開発法人水産総合研究センター及び国立研究開発法人水産研究・教育機構、平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業生物資源研究所（以下「旧国立研究開発法人農業生物資源研究所」という。）、同項の規定により解散した旧国立研究開発法人農業環境技術研究所（以下「旧国立研究開発法人農業環境技術研究所」という。）、国立研究開発法人国際農林水産業研究センター並びに森林法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第四十四号）第五条の規定による改正前の国立研究開発法人森林総合研究所法（平成十一年法律第二百四十九号。以下「旧国立研究開発法人森林総合研究所法」という。）第二条の国立研究開発法人森林総合研究所及び国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む。）の職員としての在職期間

の整備に関する法律（平成二十七年法律第四百四十八号）。以下「平成二十七年独法改革国土交通省関係法整備法」という。第三条の規定による改正前の国立研究開発法人海上技術安全研究所法（平成十一年法律第二百八号）。以下「旧国立研究開発法人海上技術安全研究所法」という。）第二条の国立研究開発法人海上技術安全研究所及び国立研究開発法人海事研究所、港湾・航空技術研究所、平成二十七年独法改革国土交通省関係法整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所（以下「旧国立研究開発法人港湾空港技術研究所」という。）並びに同項の規定により解散した旧国立研究開発法人電子航法研究所（以下「旧国立研究開発法人電子航法研究所」という。）を含む。）の職員としての在職期間

法の一部を改正する法律（平成十八年法律第二十七号）附則第四条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き継いた在職期間とみなされる独立行政法人工業所有権情報・研修

館の職員としての在職期間

（平成十八年法律第二百八号。以下「平成十八年独法改革国土交通省関係法整備法」という。）附則第四条第三項の規定により退職日を當の算定の基礎となる勤続期間の計算にて職員としての引き続いた在職期間とみなさ

れる平成十八年独立行政法人国土交通省関係法整備法附則第三条に規定する施行日後の土木研究所等（国立研究開発法人土木研究所・国立研究開発法人建築研究所・独立行政法人に係る改革を推進するための国土交通省関係法律

職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる農林水産消費技術センター法等改正法附則第六条第一項の規定により解散した旧独立行政法人林木育種センター（以下「旧林木育種センター」という。）の職員としての在職期間及び平成二十六年独法整備法第百五十二条の規定による改正前の独立行政法人森林総合研究所法（平成十一年法律第二百九十八号。以下「旧独立行政法人森林総合研究所法」という。）第二条の独立行政法人森林総合研究所（旧国立研究開発法人森林総合研究所法第二条の国立研究開発法人森林研究・整備機構所及び国立研究開発法人森林研究・整備機構を含む。）の職員としての在職期間

三十
三十九 平成二十一年独法改革文部科学省関係法整備法附則第六条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十一年独法改革文部科学省関係法整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人国立国語研究所（以下「旧国立国語研究所」という。）の職員としての在職期間及び大学共同利用機関法人人間文化研究機構の職員としての在職期間

四十 平成二十七年独法整備政令第百四十二条の規定により読み替えて適用する高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号）附則第五条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十六年独法整備法第百三十条の規定による改正前の高度専門医療に関する研究等を行う独立行政法人に関する法律（平成二十年法律第九十三号。以下「旧高度専門医療独立行政法人法」という。）第四条第一項に規定する国立高度専門医療研究センター（高度専門医療に関する研究等を行う国立研究開発法人に関する法律第三条の二に規定する国立高度専門医療研究センターを含む。）の職員としての在職期間

四十一 郵政民営化法第七百七十六条の五第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧郵便局株式会社又は旧郵便局株式会社の職員としての在職期間及び日本郵便株式会社の職員としての在職期間

四十二 原子力安全基盤機構解散法附則第六条の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる旧独立行政法人原子力安全基盤機構の職員としての在職期間

四十三 独立行政法人医薬基盤研究所法の一部を改正する法律附則第三条第二項の規定によ

子航法研究所法」という。第二条の独立行政法人電子航法研究所（旧国立研究開発法人電子航法研究所を含む。）の職員としての在職期間及び国立研究開発法人海上・港湾・航空技術研究所の職員としての在職期間又は平成二十七年独法改革国土交通省関係法整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人航海訓練所（以下「旧航海訓練所」という。）の職員としての在職期間及び独立行政法人海技教育機構の職員としての在職期間

四十八 独立行政法人に係る改革を推進するための厚生労働省関係法律の整備等に関する法律（平成二十七年法律第十七号）。以下「平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法」という。附則第十一条第二項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法附則第八条第一項の規定により解散した旧独立行政法人労働安全衛生総合研究所（以下「旧労働安全衛生総合研究所」という。）の職員としての在職期間及び独立行政法人労働者健康安全部機関の職員としての在職期間

四十九 平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法附則第七条第二項又は第十二条第一項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法附則第七条第一項に規定する旧種苗管理センター等の職員としての在職期間及び国立研究開発法人農業・食品産業技術総合研究機構の職員としての在職期間又は平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法附則第九条第一項の規定により解散した旧独立行政法人水産大学校（以下「旧水産大学校」という。）の職員としての在職期間及び国立研究開発法人水産研究・教育機構の職員としての在職期間

五十 教育公務員特例法等の一部を改正する法律（平成二十八年法律第八十七号）附則第九条第三項の規定により退職手当の算定の基礎となる勤続期間の計算について職員としての引き続いた在職期間とみなされる独立行政法

二 育児休業（国会職員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第八百八号）第三条第一項の規定による育児休業、国家公務員の育児休業等に関する法律（平成三年法律第九十号）第二条第三項に規定する配偶者同行休業若しくは裁判官の配偶者同行休業に関する法律（平成二十五年法律第九十一号）第一条第二項に規定する配偶者同行休業により現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等（次号及び第三号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）当該休職月等

休職月等（前号に規定する現実に職務をとることを要しない期間のあつた休職月等を除く。）退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がある休職月等にあつては職員の区分が同一の休職月等ごとにそれぞれその最初の休職月等から順次に数えてその月数の二分の一に相当する数（当該相当する数に一未満の端数があるときは、これを切り上げた数）になるまでにある休職月等、退職した者が属していた職員の区分が同一の休職月等がない休職月等にあつては当該休職月等（基礎在職期間に特定基礎在職期間が含まれる者の取扱い）

第六条の二 退職した者の基礎在職期間に法第五条の二第二項第二号から第七号までに掲げる期間（以下「特定基礎在職期間」という。）が含まれる場合における法第六条の四第一項並びに前条及び次条の規定の適用については、その者は、内閣総理大臣の定めるところにより、次の各号に掲げる特定基礎在職期間において当該各号に定める職員として在職していたものとみなす。

一 職員としての引き続いた在職期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）に連続する特定基礎在職期間（当該職員としての引き続いた在職期間の末日にその者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員又は当該特定基礎在職期間に連続する職員としての引き続いた在職期間の初日につき、その者が従事していた職務と同種の職務に従事する職員に従事する職員（当該従事していた職務が内閣総理大臣の定めるものであつたときは、内閣総理大臣の定める職務に従事する職員）

（職員の区分）

第六条の三 退職した者は、その者の基礎在職期間の初日の属する月からその者の基礎在職期間の末日の属する月までの各月ごとにその者の基礎在職期間に含まれる時期の別により定める別表第一イ又はロの表の下欄に掲げるその者の当該各月における区分に対応するこれらの表の上欄に掲げる職員の区分に属していたものとする。この場合において、その者が同一の月においてこれらの表の下欄に掲げる二以上の区分に

第六条の三 退職した者は、その者の基礎在職期

(退職日俸給月額が一般職給与法の指定職俸給表八号俸の額に相当する者に類する者)

第六条の四 法第六条の四第四項第五号イに規定する政令で定める者は、別表第一の上欄に掲げられるいすれかの期間（その者の基礎在職期間に含まれる期間に限る。）において同表の下欄に掲げる額を超える俸給月額を受けていた者とする。

(調整月額に順位を付す方法等)

第六条の五 第六条の三（第六条の二の規定により同条各号に定める職員として在職していたものとみなされる場合を含む。）後段の規定により退職した者が同一の月において二以上の職員の区分に属していたこととなる場合には、その者は、当該月において、当該職員の区分のうち、調整月額が最も高い額となる職員の区分のみに属していたものとする。

2 調整月額のうちにその額が等しいものがある場合には、その者の基礎在職期間の末日の属する月に近い月に係るもの先順位とする。

(現実に職務をとることを要しない期間)

第六条の六 法第六条の四第一項に規定する現実に職務をとることを要しない期間には、裁判官彈劾法（昭和二十二年法律第三百三十七号）第三十九条の規定による職務の停止の期間及び検察庁法第二十四条の規定により欠位を待つ期間を含むものとする。

(一般職の職員の基本給月額に準ずる額)

第六条の七 法第六条の五第二項に規定する一般職の職員の基本給月額に準ずる額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

一 自衛官 債給、扶養手当及び嘗外手当の月額、これらに対する地域手当及び広域異動手当の月額並びに航空手当、乗組手当、落下傘隊員手当、特別警備隊員手当及び特殊作戦隊員手当の月額の合計額

二 前号に掲げる職員以外の職員で一般職の職員以外のもの 債給及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当及び広域異動手当の月額又はこれらの給与に相当する給与の月額の合計額

(地方公務員としての引き続いた在職期間の計算)
第七条 法第七条第五項の場合において、地方公

(地方公務員としての引き続いた在職期間の計算)

第七条 法第七条第五項の場合において、地方公務員が退職により法の規定による退職手当に相当する給付の支給を受けているときは、当該給付の計算の基礎となるべき在職期間(当該給付の計算の基礎となるべき在職期間がその者が在職した地方公共団体の退職手当に関する規定又は特定地方独立行政法人の退職手当の支給の基準において明確に定められていない場合においては、当該給付の額を退職の日におけるその者の俸給月額で除して得た数に十二を乗じて得た数(一未満の端数を生じたときは、その端数を切り捨てる。)に相当する月数)は、その者の地方公務員としての引き続いた在職期間には、含まないものとする。

3 職員が法第二十条第二項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となり、引き続き地方公務員として在職した後法第七条第五項に規定する事由によつて引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

4 地方公共団体又は特定地方独立行政法人(以下「地方公共団体等」という。)で、退職手当に関する規定又は退職手当の支給の基準において、他の地方公共団体等の公務員又は一般地方独立行政法人(地方独立行政法人法第八条第一項第五号に規定する一般地方独立行政法人をいう。)、地方公社(地方住宅供給公社、地方道路公社及び土地開発公社をいう。以下同じ。)若しくは公庫等(法第七条の二第一項に規定する公庫等をいう。以下同じ。)(以下「一般地方独立行政法人等」という。)に使用される者(役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。)が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該地方公共団体等の公務員となつた場合に、他の地方公共団体等の公務員又は一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間を当該地方公共団体等の公務員としての勤続期間に通算することと定めているものの公務員(以下「特定地方公務員」という。)が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、引き

統いて一般地方独立行政法人等で、退職手当（これに相当する給付を含む。以下この項において同じ。）に関する規程において、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等に使用される者が、任命権者若しくはその委任を受けた者又は一般地方独立行政法人等の要請に応じ、退職手当を支給されないで、引き続いて当該一般地方独立行政法人等に使用される者となつた場合に、地方公務員又は他の一般地方独立行政法人等に使用される者としての勤続期間（法第二十条第二項の規定により退職手当を支給されないと定めているもの（以下「通算制度を有する一般地方独立行政法人等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き同算制度を有する一般地方独立行政法人等に使用される者として在職した後引き続いて再び特定地方公務員となるため退職しない者を除く。以下同じ。）となるため退職し、かつ、引き続き地方公務員として在職した後更に法第七条第五項に規定する事由によつて引き続いて職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間（法第二十条第二項の規定により退職手当を支給されないで地方公務員となつた者があつては、先の地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

公庫等職員」という。が、公庫等の要請に応じ、引き続いた特定地方公務員となるため退職し、かつ、引き続いた地方公務員として在職した後法第七条第五項に規定する事由によつて引き続いた職員となつた場合においては、特定公庫等職員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者的地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

職員が、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定公庫等職員となるため退職し、かつ、引き続いた特定公庫等職員として在職した後法第七条第五項に規定する事由によつて引き続いた職員となつた場合においては、先の職員としての引き続いた在職期間の始期から地方公務員としての引き続いた在職期間の終期までの期間をその者の地方公務員としての引き続いた在職期間として計算する。

一 独立行政法人都市再生機構法（平成十五年法律第二百号）附則第四条第一項の規定により解散した旧都市基盤整備公団（同法附則第十八条の規定による廃止前の都市基盤整備公団法（平成十一年法律第七十六号。以下この号において「旧都市基盤整備公団法」という。）附則第十七条の規定による廃止前の住宅・都市整備公団法（昭和五十六年法律第四百八号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本住宅公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧宅地開発公団並びに旧都市基盤整備公団法附則第六条第一項の規定により解散した旧住宅・都市整備公団を含む。）

二 日本道路公団等民営化関係法施行法（平成十六年法律第二百二号）第十五条第一項の規定により解散した旧日本道路公団

三 独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律（平成二十一年法律第八号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人緑資源機構（以下「旧緑資源機構」という。）（森林開発公団法の一部を改正する法律（平成十一年法律第七十号）附則第八条の規定による廃止前の農用地整備公団法（昭和四十九年法律第四十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧農地開発機械公団、農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和五十二年法律第七十号）附則第二条第一項の規定により解散した旧八郎湯新農村建設事業団、農用地開発公団法の一部を改正する法律（昭和六十三年法律第四十四号）附則第二条の規定により農用地整備公団となつた旧農用地開發公団、森林開發公団法の一部を改正する法律附則第二条の規定により緑資源公団となつた旧森林開發公団及び同法附則第三条第一項の規定により解散した旧農用地整備公団並びに独立行政法人緑資源機構法を廃止する法律による廃止前の独立行政法人緑資源機構法（平成十四年法律第二百三十号）附則第四条第一項の規定により解散した旧緑資源公団を含む。）

四 旧日本鉄道建設公団（旧日本国有鉄道清算事業団を含む。）及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧運輸施設整備事業団（国内旅客船公団法の一部を改正する法律（昭和三十六年法律第七十三号）附則第二条の規定により特定船舶整備公団となつた旧国

改正する法律（昭和四十一年法律第百四十九号）附則第二項の規定により船舶整備公団となつた旧特定船舶整備公团、独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法附則第十四条の規定による廃止前の運輸施設整備事業団法（平成九年法律第八十三号）附則第六条第三項の規定により解散した旧船舶整備公団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧鐵道整備基金、特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第五十七号）による改正前の特定船舶製造業安定事業協会法（昭和五十三年法律第百三号）第一条の特定船舶製造業安定事業協会並びに運輸施設整備事業団法の一部を改正する法律（平成十二年法律第四十七号）附則第三条第一項の規定により解散した旧造船業基盤整備事業協会を含む。）

五 首都高速道路株式会社（日本道路公団等民営化関係法施行法第十五条第一項の規定により解散した旧首都高速道路公団を含む。）

六 旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法第三条の独立行政法人日本原子力研究開発機構（原子力基本法及び動力炉・核燃料開発事業団法の一部を改正する法律（平成十年法律第六十二号）第二条の規定による改正前の動力炉・核燃料開発事業団法（昭和四十二年法律第七十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧日本原子燃料公社、日本原子力船開発事業団法の一部を改正する法律（昭和五十五年法律第九十二号）附則第二条第一項の規定により日本原子力船研究開発事業団となつた旧日本原子力船開発事業団、日本原子力研究所法の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十七号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力船研究開発事業団及び旧日本原子力船開発事業団並びに旧独立行政法人日本原子力研究開発機構法附則第二条第一項の規定により解散した旧日本原子力研究開発機構法（平成二十七年独法改革厚生労働省関係法整備法第四条の規定による改正前の独立行政法務省労働者健康福祉社機構法（平成十四年法律第人劳

術協力事業団及び同法附則第七条第一項の規定により解散した旧海外移住事業団を含む。二十四 中小企業総合事業団法及び機械類信用保険法の施行等に関する法律(平成十四年法律第百三十九号)

法第百四十六号。以下この号において「廃止法」という。附則第二条第一項の規定により解散した旧中小企業総合事業団（廃止法第五条の規定による廃止前の中小企業総合事業団法（昭和五十五年法律第五十六条）附則第八条第一項の規定により解散した旧日本中小企業指導センターフラム法」という。附則第六条の規定による廃止前の中小企業振興事業団法（昭和四十二年法律第五十九号）附則第八条第一項の規定により解散した旧日本中小企業倒産防止共済法（昭和五十二年法律第八十四号）附則第四条第一項の規定により解散した旧中小企業共済事業団となつた旧小規模企業共済事業団、旧中小企業事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧中小企業共済事業団及び旧中小企業事業団法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業振興事業団（昭和四十二年法律第八十二号）第二十一条の織維工業構造改善事業協会並びに旧中小企業総合事業団法附則第五条第一項の規定により解散した旧中小企業信用保険公庫、旧中小企業総合事業団法附則第六条第一項の規定により解散した旧織維業界構造改善事業協会及び旧中小企業総合事業団法附則第七条第一項の規定により解散した旧中小企業事業団を含む。）及び廃止法附則第四条第一項の規定により解散した旧産業基盤整備基金（特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第五十三条）による改正前）の特定不況産業安定臨時措置法（昭和五十三年法律第四十四号）第十三条の特定不況産業信用基金及び産業構造転換円滑化臨時措置法を廃止する法律（平成八年法律第四十九号）によ

（昭和六十二年法律第二十四号）附則第四条の規定による改正前の民間事業者の能力の活用による特定施設の整備の促進に関する臨時措置法第十四条の産業基盤信用基金を含む。）並びに中小企業金融公庫法及び独立行政法人中小企業基盤整備機構法の一部を改正する法律（平成十六年法律第三十五号）附則第三条第一項の規定により解散した旧地域振興整備公団（産炭地域振興事業団法の一部を改正する法律（昭和四十七年法律第七十四号）附則第二条第一項の規定により工業再配置・産炭地域振興公団となつた旧工業再配置・産炭地域振興公団（同上）附則第二条の規定により地域振興整備公団となつた旧工業再配置・産炭地域振興公団を含む。）

二十五条 平成二十六年独法整備法第百四十八条の規定による改正前の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法（平成十一年法律第一百九十二号、以下「旧独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構法」という。）第三条の独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構（独立行政法人農業技術研究推進機構法の一部を改正する法律（平成十四年法律第一百二十九号）附則第八条の規定による廃止前の生物系特定産業技術研究推進機構法（昭和六十一年法律第八十二号）附則第二条第一項の規定により解散した旧農業機械化研究所及び独立行政法人農業技術研究機構法の一部を改正する法律附則第四条第一項の規定により解散した旧生物系特定産業技術研究推進機構を含む。）並びに平成二十七年独法改革農林水産省関係法整備法附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人種苗管理センター（以下「旧種苗管理センター」という。）

（平成十八年独法改革農林水産省関係法整備法の施行の日の前日までの間ににおけるものを除く。）、旧国立研究開発法人農業生物資源研究所（平成二十六年独法整備法第百四十九条の規定による改正前の独立行政法人農業生物資源研究所（同日までの間ににおけるものを除く。）を含む。）及び旧国立研究開発法人

農業環境技術研究所（平成二十六年独立行政法整備法第百五十条の規定による改正前の独立行政法人農業環境技術研究所法（平成十一年法律第九百九十四号。以下「旧独立行政法人農業環境技術研究所法」という。）第二条の独立行政法人農業環境技術研究所（同日までの間ににおけるものを除く。）を含む。）

二十六 安定的なエネルギー需給構造の確立を図るためのエネルギーの使用の合理化等に関する法律等の一部を改正する法律（令和四年法律第四十六号）第三条の規定による改正前の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法（平成十四年法律第九十四号。以下「旧独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構法」という。）第二条の独立行政法人石油天然ガス・金属鉱物資源機構（金属鉱物探鉱促進事業団法の一部を改正する法律（昭和四十年法律第二十五号）附則第二条の規定により金属鉱業事業団となつた旧金属鉱物探鉱促進事業団及び石油開発公団法及び石炭及び石油対策特別会計法の一部を改正する法律（昭和五十三年法律第八十三号）附則第二条の規定により石油公団となつた旧石油開発公団並びに石油公団法及び金属鉱業事業団法の廃止等に関する法律（平成十四年法律第十三号）附則第五条第一項の規定により解散した旧金属鉱業事業団法の規定により解散した旧石油公団を含む。）

二十七 独立行政法人農林漁業信用基金法（平成十四年法律第二百二十八号）附則第三条第一項の規定により解散した旧農林漁業信用基金法（同法附則第五条の規定による廃止前の農林漁業信用基金法（昭和六十二年法律第七十九号）附則第三条第一項の規定により解散した旧林業信用基金及び同法附則第七条第三項の規定により解散した旧中央漁業信用基金並びに農業災害補償法及び農林漁業信用基金法の一部を改正する法律（平成十一年法律第六十九号）附則第三条第四項の規定により解散した旧農業共済基金を含む。）

二十八 日本消防検定協会

二十九 国立教育会館の解散に関する法律（平成十一年法律第六十二号）第一項の規定により解散した旧国立教育会館

三十 社会保障研究所の解散に関する法律（平成八年法律第四十号）第一項の規定により解散した旧社会保障研究所

三十二 独立行政法人環境再生保全機構法（平成十五年法律第四十三号）附則第三条第一項の規定により解散した旧公害健康被害補償預防協会（公害健康被害補償法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第九十七号）による改正前の公害健康被害補償法（昭和四十年法律第二百十一号）第十三条第二項の公害健康被害補償協会を含む。）及び独立行政法人環境再生保全機構法附則第四条第一項の規定により解散した旧環境事業団（公害防止事業団法の一部を改正する法律（平成四年法律第三十九号）附則第二条の規定により環境事業団となつた旧公害防止事業団を含む。）

三十三 独立行政法人日本芸術文化振興会法（平成十四年法律第二百六十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧日本芸術文化振興会（国立劇場法の一部を改正する法律（平成二年法律第六号）附則第二条の規定により日本芸術文化振興会となつた旧国立劇場新東京国際空港公団を含む。）

三十四 成田国際空港株式会社（成田国際空港株式会社法（平成十五年法律第二百二十四号）附則第十二条第一項の規定により解散した旧日本本体教育・学校健康センター（同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十一年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧国立競技場及び旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校給食会及び旧日本学校安全部を含む。）

三十五 独立行政法人日本スポーツ振興センター法（平成十四年法律第二百六十二号）附則第十四条第一項の規定により解散した旧日本本体教育・学校健康センター（同法附則第九条の規定による廃止前の日本体育・学校健康センター法（昭和六十一年法律第九十二号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校健康会並びに同法附則第十三条の規定による廃止前の日本学校健康会法（昭和五十七年法律第六十三号）附則第六条第一項の規定により解散した旧日本学校給食会及び旧日本学校安全部を含む。）

三十六 独立行政法人労働政策研究・研修機構法附則第十条第一項の規定により解散した旧日本労働研究機構（日本労働協会法の一部を改正する法律（平成元年法律第三十九号）附

二年法律第五十四号)第六条の航空貨物通関情報処理センター、電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百二十四号)附則第二条第一項の規定により解散した旧通関情報処理センター及び電子情報処理組織による税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律(平成二十年法律第四十六号)附則第十二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人通関情報処理センター(以下「旧独立行政法人通関情報処理センター」といいう)を含む。)

七十四　旧独立行政法人情報通信研究機構法第三条の独立行政法人情報通信研究機構(独立行政法人情報通信研究機構の一部を改正する法律の施行の日前日までの間ににおけるものを除き、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十四号)による改正前の通信・放送衛星機構法(昭和四四年法律第四十六号)第一条の通信・放送衛星機構及び独立行政法人通信総合研究所法の一部を改正する法律(平成十四年法律第二百三十四号)附則第三条第一項の規定により解散した旧通信・放送機構を含む。)

七十五　独立行政法人医薬品医療機器総合機構法附則第十三条第一項の規定により解散した旧医薬品副作用被害救済・研究振興調査機構法(医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律(昭和六十年法律第三十二号)による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法(昭和五十四年法律第五十五号)第一条の医薬品副作用被害救済基金及び医薬品事法及び医薬品副作用被害救済・研究振興基金法の一部を改正する法律(平成五年法律第二十七号)による改正前の医薬品副作用被害救済・研究振興基金法第一条の医薬品副作用被害救済・研究振興基金を含む。)

七十六　放送大学学園(放送大学学園法附則第三条第一項の規定により解散した旧放送大学学園及び旧メディア教育開発センターを含む。)

七十七　電気事業法及びガス事業法の一部を改正する等の法律(平成十五年法律第九十二号。以下この号において「改正法」という。)第三条の規定による廃止前の電源開発促進法(昭和二十七年法律第二百八十三号)により設立された電源開発株式会社(改正法第三条

の規定の施行の日の前日までの間ににおけるものに限る。)

七十八 電気通信分野における規制の合理化のための関係法律の整備等に関する法律（平成二十年法律第五十八号）第一条の規定による廢止前の国際電信電話株式会社法（昭和二十七年法律第三百一号）により設立された国際電信電話株式会社（同条の規定の施行の日の前日までの間ににおけるものに限る。）

七十九 日本商工会議所

八十 地方職員共済組合

八十一 警察共済組合

八十二 中央労働災害防止協会

八十三 地方公務員災害補償基金

八十四 貿易研修センター法を廃止する等の法律（昭和六十年法律第六十六号。以下この号において「廃止法」という。）による廃止前の貿易研修センター法（昭和四十二年法律第一百三十四号）により設立された貿易研修センター（廃止法第二条に規定する時までの間ににおけるものに限る。）

八十五 預金保険機構

八十六 旧総合研究開発機構

八十七 危険物保安技術協会

八十八 独立行政法人雇用・能力開発機構法を廃止する法律附則第十三条の規定による改正前の独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法（平成十四年法律第六十五号。以下「旧高齢・障害者雇用支援機構（以下「旧高齢・障害者雇用促進協会及び旧独立行政法人高齢・障害者雇用促進協会」といふ。）（身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律（昭和六十二年法律第四十一号）による改正前の身体障害者雇用促進法（昭和三十五年法律第二百二十三号）第四十条の身体障害者雇用促進協会及び旧独立行政法人高齢・障害者雇用支援機構法附則第三条第一項の規定により解散した旧日本障害者雇用促進協会を含む。）

八十九 旧日本郵政公社法施行法第四十条の規定による改正前の郵便貯金法（昭和二十二年法律第四十四号）により設立された郵便貯金振興会（旧日本郵政公社法施行法附則第六条第一項に規定する時までの間ににおけるものに限る。）

九十二 全国市町村職員共済組合連合会
九十三 関西国際空港及び大阪国際空港の一体的かつ効率的な設置及び管理に関する法律
(平成二十三年法律第五十四号。以下この号において「設置管理法」という。)附則第十
九条の規定による廃止前の関西国際空港株式会社法(昭和五十九年法律第五十三号)により設立された関西国際空港株式会社(設置管理法の施行の日の前日までの間におけるものに限る。)

九十四 日本たばこ産業株式会社

九十五 日本電信電話株式会社

九十六 基盤技術研究円滑化法の一部を改正する法律(平成十三年法律第六十号)附則第二
条第一項の規定により解散した旧基盤技術研究促進センター

九十七 北海道旅客鉄道株式会社

九十八 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律
(平成十三年法律第六十一号。以下この号から第一百号までにおいて「旅客会社法改正法」という。)による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律(昭和六十一年法律第八十八号。次号及び第一百号において「改正前旅客会社法」という。)により設立された東日本旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間ににおけるものに限る。)

九十九 改正前旅客会社法により設立された東海旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間ににおけるものに限る。)
百 改正前旅客会社法により設立された西日本旅客鉄道株式会社(旅客会社法改正法の施行の日の前日までの間ににおけるものに限る。)

百一 四国旅客鉄道株式会社

百二 旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律の一部を改正する法律(平成二十七年法律第三十六号。以下この号において「改正法」という。)による改正前の旅客鉄道株式会社及び日本貨物鉄道株式会社に関する法律により設立された九州旅客鉄道株式会社(改正法の施行の日の前日までの間ににおけるものに限る。)

百三 日本貨物鉄道株式会社

百四 新幹線鉄道に係る鉄道施設の譲渡等に関する法律(平成三年法律第四十五号)第五条第一項の規定により解散した旧新幹線鉄道保有機構

百五 独立行政法人平和祈念事業特別基金等に関する法律の廃止等に関する法律（平成十八年法律第百十九号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金（以下「旧独立行政法人平和祈念事業特別基金」という。）（平和祈念事業特別基金等に関する法律の一部を改正する法律（平成十四年法律第百三十三号）附則第二条第一項の規定により解散した旧独立行政法人平和祈念事業特別基金を含む。）

百六 社会保険診療報酬支払基金

百七 国民年金基金連合会

百八 公立学校共済組合

百九 日本中央競馬会

百十 日本電信電話株式会社等に関する法律第一条の二第三項に規定する西日本電信電話株式会社（以下「西日本電信電話株式会社」という。）

百十二 原子力発電環境整備機構

百十三 行政執行法人以外の独立行政法人

百十四 株式会社産業再生機構

百十五 国立大学法人

百十六 大学共同利用機関法人

百十七 中間貯蔵・環境安全事業株式会社（日本環境安全事業株式会社を含む。）

百十八 東日本高速道路株式会社

百十九 中日本高速道路株式会社

百二十 西日本高速道路株式会社

百二十一 国立大学法人法の一部を改正する法律（平成十七年法律第四十九号。以下「平成十七年国立大学法人法改正法」という。）附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人富山大学、旧国立大学法人富山医科薬科大学及び旧国立大学法人高岡短期大学

百二十二 平成十七年国立大学法人法改正法附則第五条第一項の規定により解散した旧国立大学法人筑波技術短期大学

百二十三 日本郵政株式会社

百二十四 日本司法支援センター

- 百二十六　旧自動車検査独立行政法人法第二条の自動車検査独立行政法人

百二十七　旧航海訓練所

百二十八　旧独立行政法人労働者健康福祉機構
法第二条の独立行政法人労働者健康福祉機構
及び旧労働安全衛生総合研究所

百二十九　使用済燃料再処理・廃炉推進機構

百三十　外国人技能実習機構

百三十一　株式会社日本貿易保険（旧独立行政
法人日本貿易保険を含む。）

百三十二　旧独立行政法人教員研修センター法
第二条の独立行政法人教員研修センター

百三十三　地方税共同機構

百三十四　旧独立行政法人郵便貯金・簡易生命
保険管理機構法第二条の独立行政法人郵便貯
金・簡易生命保険管理機構

百三十五　旧岐阜大学及び旧名古屋大学

百三十六　旧小樽商科大学、旧北見工業大学及
び旧帯広畜産大学

百三十七　旧奈良教育大学及び旧奈良女子大学

百三十八　福島国際研究教育機構

百三十九　株式会社脱炭素化支援機構

百四十一　金融経済教育推進機構

百四十二　脱炭素成長型経済構造移行推進機構
(募集実施要項の記載事項)

第九条の五　法第八条の二第二項に規定する政令
で定めるものは、次に掲げる事項とする。

一　法第八条の二第一項の規定による募集（以
下この条及び第九条の七において「募集」と
いう。）の対象となるべき職員の範囲

二　法第八条の二第二項に規定する募集実施要
項（以下この条及び第九条の七第三項におい
て「募集実施要項」という。）の内容を周知
させるための説明会を開催する予定があると
きは、その旨

三　法第八条の二第三項の規定による応募（以
下この条及び第九条の七第三項において「応
募」という。）又は応募の取下げに係る手続
きは、その旨

五　第九条の七第三項に規定する時点で募集の
期間が満了するものとするときは、その旨及
び同項に規定する応募上限数

六　募集に関する問合せを受けるための連絡先
定期期

2 七 その他内閣官房令で定める事項

号に掲げる職員の範囲を記載するときは、当該職員の範囲に含まれる職員の数が募集をする人數に一を加えた人數以上となるようにしなければならない。ただし、法第八条の二第一項第二号に掲げる募集を行う場合は、この限りでない。

3 い。 各省各庁の長等は、募集実施要項に募集の期間を記載するときは、その開始及び終了の年月日時を明らかにしてしなければならない。（法第八条の二第三項第四号に規定する懲戒処分から除かれる处分）

4 い。 各省各庁の長等は、募集の目的を達成するため必要があると認めるときは、募集の期間を延長することができる。

3 い。 各省各庁の長等は、前項の規定により募集の期間を延長した場合には、直ちにその旨及び長後の募集の期間の終了の年月日時を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。（募集の期間の延長等に係る手続）

2 い。 各省各庁の長等は、前項の規定により募集の終了の年月日時が到来するまでに応募をした職員の数が募集をする人數以上の一定数（以下この項において「応募上限数」という。）に達した時点での募集の期間は満了するものとする。及び応募上限数を記載している場合には、応募をした職員の数が応募上限数に達した時点での募集の期間は満了するものとする。

4 い。 各省各庁の長等は、前項の規定により募集の期間が満了した場合には、直ちにその旨を当該募集の対象となるべき職員に周知しなければならない。（退職すべき期日の変更に係る手続）

第九条の八 各省各庁の長等は、法第八条の二第五項に規定する認定（以下この項において「認定」という。）を行つた後に生じた事情に鑑み、認定を受けた職員（以下この条において「認定応募者」という。）が同条第八項第三号に規定する退職すべき期日（以下この条において「退職すべき期日」という。）に退職することにより公務の能率的運営の確保に著しい支障を及ぼす

すこととなると認められる場合において、当該認定応募者にその旨及びその理由を明示し、内閣官房令で定めるところにより、退職すべき期日の繰上げ又は繰下げるについて当該認定応募者の書面による同意を得たときは、公務の能率的運営を確保するために必要な限度で、退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げることができる。

各省各庁の長等は、前項の規定により退職すべき期日を繰り上げ、又は繰り下げた場合には、直ちに、内閣官房令で定めるところにより、新たに定めた退職すべき期日を当該認定応募者に書面により通知しなければならない。

第三章 特別の退職手当

(法第十条第一項に規定する政令で定める職員に準する者)

第九条の九 法第十条第一項に規定する政令で定める職員に準する者は、職員以外の者で、内閣総理大臣の定めるところにより、引き続き職員として定められている勤務時間以上勤務した日（法令の規定により、勤務を要しないこととされ、又は休暇を与えられた日を含む。）が二箇月以上あるものとする。ただし、季節的業務に四箇月以内の期間を定めて雇用され、又は季節的に四箇月以内の期間を定めて雇用されていた者にあつては、引き続き当該所定の期間を超えて勤務した場合に限る。

（失業者の退職手当の支給官署の特例の適用を受ける職員）

第十一条 法第十条第一項に規定する政令で定める職員は、行政執行法人の職員とする。

（技能習得手当及び寄宿手当に相当する退職手当）

第十二条 法第十条第十項第一号に掲げる技能羽得手当及び同項第二号に掲げる寄宿手当に相当する退職手当は、それぞれ雇用保険法（昭和四十九年法律第二百六十六号）第三十六条第一項に規定する技能習得手当及び同項第二項に規定する寄宿手当に相当する金額を同法の当該規定によるこれらの手当の支給の条件に従い支給する（傷病手当に相当する退職手当）。

第十三条 法第十条第十項第三号に掲げる傷病手当に相当する退職手当（以下「傷病手当に相当する退職手当」という。）は、支給残日数を超過して支給しない。

2 前項に規定する支給残日数とは、法第十条第一項又は第二項の規定による退職手当の支給を受ける資格に係る同条第一項第二号に規定する

るを第 起点子 。よる焼四三自 子 る を んに即に とに貢闕定 貢 心よす。期音の占定
第 第 第 第 3

1 この政令は、公布の日から施行し、昭和二十八年八月一日から適用する。

日以後の退職に係る退職手当について適用する。

附 則（昭和三五年六月二八日政令第一八〇号）抄

この政令の施行日の前日以前に退職した職員につき、改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法施行令（以下「施行令」という。）の規定を適用して計算した退職手当の額が改正後の施行令の規定による退職手当の額よりも多いときは、その多い額をもつて改正後の施行令の規定による退職手当の額とし、同日以前に改正前の施行令の規定を適用してその者に支給した退職手当の額が改正後の施行令の規定による退職手当の額よりも少いときは、その少い額をもつて改正後の施行令の規定による退職手当の内払とみなす。

附 則（昭和三十一年八月三一日政令第二一一号）

この政令は、昭和三十三年九月一日から施行する。

附 則（昭和三三年五月三〇日政令第二二五号）

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十三年法律第二百三十号）の施行の日（昭和三十四年一月一日）から施行する。

附 則（昭和三四年六月一日政令第二〇八号）抄

この政令は、公布の日から施行する。

改正後の国家公務員等退職手当法施行令（以下「新令」という。）の規定及び附則第三項から第七項までの規定は、昭和三十四年十月一日（国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第二百六十四号）附則第二項に規定する郵政職員等及び国家公務員等退職手当法（以下「法」という。）第二条第一項第二号の職員については、昭和三十四年一月一日。以下「適用日」という。）以後の退職に係る退職手当について適用し、適用日前の退職に係る退職手当については、なお従前の例による。ただし、新令第九条並びに新令附則第六項及び第十項の規定は、昭和三十四年四月一

(前項に規定する郵政職員等及び法第二条第一項第二号の職員で昭和三十四年一月一日以後この政令の施行の日前に職員となつたものについては、同日。以下この項において同じ。)の前に雇用されているものが、適用日以後最初に退職した場合(新令第一条第一項の規定により職員とみなされる場合を除く。)において、改正前の国家公務員等退職手当暫定措置法施行令(以下「旧令」という。)第八条の規定によれば退職手当の支給を受けることができた者に該当するときは、その者を法第二条第一項各号の職員とみなして退職手当を支給する。

4 職員のこの政令の施行の日(附則第二項に規定する郵政職員等及び法第二条第一項第二号の職員以外の職員については、昭和三十四年十月一日)の前日を含む月以前における旧令第八条に規定する常勤を要しない職員としての勤続期間は、従前の例により計算し、これを同月後の引き続いた勤続期間に加算するものとする。

5 国家公務員退職手当法施行令(昭和二十八年政令第二百五十五号。以下この項及び次項において「施行令」という。)第一条第一項各号に掲げる者以外の常時勤務に服することを要しない者の同項第二号に規定する勤務した日が引き続いて六月を超えるに至つた場合(附則第三項の規定に該当する場合を除く。)には、当分の間、その者を同号の職員とみなして、施行令の規定を適用する。この場合において、その者に対する国家公務員退職手当法(昭和二十八年法律第八十二号)第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、同法第二条の四から第六条の五までの規定により計算した退職手当の額の百分の五十に相当する金額とする。

6 前項の規定の適用を受ける者(引き続き同項に規定する者であるものとした場合に、同項の規定の適用を受けることができた者を含む。)に対する施行令第八条の規定の適用については、同条中「十二月」とあるのは、「六月」とする。

7 附則第二項に規定する郵政職員等が昭和三十四年一月一日からこの政令の施行の日の前日までの間に退職した場合における法第三条第二項に規定する傷病の程度については、新令第二条の規定にかかわらず、なお従前の例による。

2	1	1	1	3
四	附 則 (昭和三五年八月三一日政令第二 四七号) 抄	この政令は、石炭鉱業合理化臨時措置法の一部を改正する法律(昭和三十五年法律第百三十八号)の施行の日(昭和三十五年九月一日)から施行する。	新令第九条の四の規定は、同条に規定する職員の昭和三十五年八月一日以後の退職に係る退職手当の支給について適用し、当該職員の同日前の退職に係る退職手当の支給については、な	この政令は、公布の日から施行する。 改正後の国家公務員等退職手当法施行令(以下「新令」という)附則第二項、附則第五項から第十三項まで及び附則第十七項の規定は昭和二十八年八月一日以後の退職に係る退職手当について、新令附則第十四項から第十六項までの規定は昭和三十六年三月一日以後の退職に係る退職手当についてそれぞれ適用する。
3	(施行期日) 六号	この政令は、公布の日から施行し、昭和三十五年十月一日から適用する。	新令第九条の二並びに新令附則第二項及び附則第九項の規定は、昭和三十五年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、新令第十条及び第十一条の二の規定は、同日から適用する。	改正後の国家公務員等退職手当法施行令(以下「新令」という)第九条の二並びに新令附則第二項及び附則第九項の規定は、昭和三十五年四月一日以後の退職に係る退職手当について適用し、新令第十条及び第十一条の二の規定は、同日から適用する。
2	1	附 則 (昭和三六年三月三〇日政令第四 附則)	この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。
1	1	附 則 (昭和三六年六月一九日政令第一 〇〇号)	この政令は、公布の日から施行する。	この政令は、公布の日から施行する。
4	3	この政令は、改正後の国家公務員等退職手当法施行令(以下「新令」という)附則第二項、附則第五項から第十三項まで及び附則第十七項の規定は昭和二十八年八月一日以後の退職に係る退職手当について、新令附則第十四項から第十六項までの規定は昭和三十六年三月一日以後の退職に係る退職手当についてそれぞれ適用する。	昭和三十六年三月一日以後に退職した職員のうち、昭和二十八年八月十五日前に軍人軍属の身分を失つたことがある者の同日前における勤続期間の計算については、改正前の国家公務員等退職手当法施行令附則第七項及び附則第八項(これら	昭和二十八年八月一日から昭和三十六年二月二十八日までの期間(以下「適用期間」とい

者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、国家公務員退職手当法施行令（昭和二十八年政令第二百五十五号）以下この項及び附則第六項において「施行令」という。附則第十六項の規定にかかるわらず、同項の規定により計算した額からその者が職員又は特定指定法人（法律第三十号附則第九項に規定する特定指定法人をいう。以下同じ。）に使用される者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた者としての引き続いた在職期間内に支給を受けた退職手当（これに相当する給付を含み、施行令附則第十六項第二号に規定する特殊退職をした際に支給を受けた法の規定による退職手当に相当する給付を除く。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した利息に相当する金額を合計した額を控除して得た額とする。

法附則第十項及び法律第三十号附則第十四項

の規定に該当する者が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する退職手当の額は、新令附則第十六項の規定にかかわらず、当該退職の日における俸給月額に同項第一号に掲げる割合から同項第二号に掲げる割合と法律第三十号附則第十五項第二号に掲げる割合とを合計した割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

4 法律第三十号附則第十二項の規定により同項

第一号に掲げる額から控除する同項第二号に掲げる額のうち利息に相当する金額は、同号に規定する退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算し得た金額とする。

法附則第三十号の施行の日前に國家公務員法第

七十九条の規定により休職され、又はこれに準ずる措置を受け、引き続き法律第三十号の施行の日ににおいて法律第三十号による改正後の国家公務員等退職手当法第七条第四項に規定する政令で定める法人その他の団体に該当するもの（以下「特定休職指定法人」という。）の業務に従事した職員の当該業務に従事した期間については、法第七条第四項の規定による除算は、行わない。

法律第三十号の施行の日前に、法律第三十号の規定に該当する退職手当、かつ、引き続き特

定地方公団等である特定指定法人に使用される者として在職した後引き続いた在職期間の終期までの期間を含むものとする。

5 法律第三十号の施行の日前に國家公務員法第

七十九条の規定により休職され、又はこれに準

ずる措置を受け、引き続き法律第三十号の施行

の日ににおいて法律第三十号による改正後の国家

公務員等退職手当法第七条第四項に規定する政

令で定める法人その他の団体に該当するもの

（以下「特定休職指定法人」という。）の業務に

従事した職員の当該業務に従事した期間につい

ては、法第七条第四項の規定による除算は、行

わない。

法律第三十号の施行の日前に、法律第三十号

の規定に該当する退職手当、かつ、引き続き特

定地方公団等である特定指定法人に使用される

者として在職した後引き続いた在職期間の終

期までの期間を含むものとする。

6 法律第三十号の施行の日前に、職員が、法律

第三十号による改正前の国家公務員等退職手当

法（以下「旧法」という。）第七条の二第一項

の規定に該当する退職手当、かつ、引き続き特

定地方公団等である特定指定法人に使用される

者として在職した後引き続いた在職期間の終

期までの期間を含むものとする。

7 法律第三十号の施行の日前に、特定地方公社

等である特定指定法人に使用される者（役員及

び常時勤務に服することを要しない者を除く。

以下同じ。）が、特定指定法人の要請に応じ、

引き続いて特定地方公団体の公務員となるた

め退職し、かつ、引き続き地方公務員として在

職した後法第七条第五項に規定する事由によつ

て引き続いて職員となつた場合においては、特

定地方公団等である特定指定法人に使用される

者としての引き続いた在職期間の始期から地方

公務員としての引き続いた在職期間の終期まで

の期間をその者の地方公務員としての引き続

いた在職期間として計算する。

法律第三十号の施行の日前に、職員が、法律

第三十号による改正前の国家公務員等退職手当

法（以下「旧法」という。）第七条の二第一項

の規定に該当する退職手当、かつ、引き続き特

定地方公団等である特定指定法人に使用される

者として在職した後引き續いた在職期間の終

期までの期間を含むものとする。

8 法律第三十号の施行の日前に、職員が、法律

第三十号による改正前の国家公務員等退職手当

法（以下「旧法」という。）第七条の二第一項

の規定に該当する退職手当、かつ、引き続き特

定地方公団等である特定指定法人に使用される

者として在職した後引き續いた在職期間の終

期までの期間を含むものとする。

9 法律第三十号の施行の日前に旧法第七条の二

第一項の規定に該当する退職手当、かつ、引

き続き特定地方公団等に使用される者として在

職した後引き續いて再び特定地方公團体の公

務員となるため退職し、かつ、引き続き地方公

務員として在職した後更に法第七条第五項に規

定する特定指定法人をいう。以下同じ。）に使

用される者としての引き続いた在職期間内に支

給を受けた退職手当（これに相当する給付を含

み、施行令附則第十六項第二号に規定する特殊

退職をした際に支給を受けた法の規定による退

職手当に相当する給付を除く。以下この項にお

いて同じ。）の額と当該退職手当の支給を受け

た日の翌日から退職した日の前日までの期間に

つき附別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ

それぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の

方法により計算した利息に相当する金額を合計

した額を控除して得た額とする。

法附則第十項及び法律第三十号附則第十四項

の規定に該当する者が適用日以後に退職した場

合におけるその者に対する退職手当の額は、新

令附則第十六項の規定にかかわらず、当該退職

の日における俸給月額に同項第一号に掲げる割

合から同項第二号に掲げる割合と法律第三十号

附則第十五項第二号に掲げる割合とを合計した

割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

4 法律第三十号附則第十二項の規定により同項

第一号に掲げる額から控除する同項第二号に掲

げる額のうち利息に相当する金額は、同号に規

定する退職手当の支給を受けた日の翌日から退

職した日の前日までの期間につき附別表の上

欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算し

得た金額とする。

法附則第三十号の施行の日前に國家公務員法第

七十九条の規定により休職され、又はこれに準

ずる措置を受け、引き続き法律第三十号の施行

の日ににおいて法律第三十号による改正後の国家

公務員等退職手当法第七条第四項に規定する政

令で定める法人その他の団体に該当するもの

（以下「特定休職指定法人」という。）の業務に

従事した職員の当該業務に従事した期間につい

ては、法第七条第四項の規定による除算は、行

わない。

法律第三十号の施行の日前に、法律第三十号

の規定に該当する退職手当、かつ、引き続き特

定地方公団等である特定指定法人に使用される

者として在職した後引き續いた在職期間の終

期までの期間を含むものとする。

5 法律第三十号の施行の日前に國家公務員法第

七十九条の規定により休職され、又はこれに準

ずる措置を受け、引き続き法律第三十号の施行

の日ににおいて法律第三十号による改正後の国家

公務員等退職手当法第七条第四項に規定する政

令で定める法人その他の団体に該当するもの

（以下「特定休職指定法人」という。）の業務に

従事した職員の当該業務に従事した期間につい

ては、法第七条第四項の規定による除算は、行

わない。

法律第三十号の施行の日前に、法律第三十号

の規定に該当する退職手当、かつ、引き続き特

定地方公団等である特定指定法人に使用される

者として在職した後引き續いた在職期間の終

期までの期間を含むものとする。

6 法律第三十号の施行の日前に、職員が、法律

第三十号による改正前の国家公務員等退職手当

法（以下「旧法」という。）第七条の二第一項

の規定に該当する退職手当、かつ、引き続き特

定地方公団等である特定指定法人に使用される

者として在職した後引き續いた在職期間の終

期までの期間を含むものとする。

7 法律第三十号の施行の日前に、特定地方公社

等である特定指定法人に使用される者（役員及

び常時勤務に服することを要しない者を除く。

以下同じ。）が、特定指定法人の要請に応じ、

引き続いて特定地方公團体の公務員となるた

め退職し、かつ、引き続き地方公務員として在

職した後法第七条第五項に規定する事由によつ

て引き続いて職員となつた場合においては、特

定地方公團体等である特定指定法人に使用される

者としての引き續いた在職期間の始期から地方

公務員としての引き續いた在職期間の終期まで

の期間をその者の地方公務員としての引き續

いた在職期間として計算する。

法律第三十号の施行の日前に、職員が、法律

第三十号による改正前の国家公務員等退職手当

法（以下「旧法」という。）第七条の二第一項

の規定に該当する退職手当、かつ、引き続き特

定地方公團体等である特定指定法人に使用される

者として在職した後引き續いた在職期間の終

期までの期間を含むものとする。

8 法律第三十号の施行の日前に、職員が、法律

第三十号による改正前の国家公務員等退職手当

法（以下「旧法」という。）第七条の二第一項

の規定に該当する退職手当、かつ、引き続き特

定地方公團体等である特定指定法人に使用される

者として在職した後引き續いた在職期間の終

期までの期間を含むものとする。

9 法律第三十号の施行の日前に旧法第七条の二

第一項の規定に該当する退職手当、かつ、引

き続き特定地方公團体等である特定指定法人に使

用される者としての引き續いた在職期間内に支

給を受けた退職手当（これに相当する給付を含

み、施行令附則第十六項第二号に規定する特殊

退職をした際に支給を受けた法の規定による退

職手当に相当する給付を除く。以下この項にお

いて同じ。）の額と当該退職手当の支給を受け

た日の翌日から退職した日の前日までの期間に

つき附別表の上欄に掲げる期間の区分に応じ

それぞれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の

方法により計算した利息に相当する金額を合計

した額を控除して得た額とする。

法附則第十項及び法律第三十号附則第十四項

の規定に該当する者が適用日以後に退職した場

合におけるその者に対する退職手当の額は、新

令附則第十六項の規定にかかわらず、当該退職

の日における俸給月額に同項第一号に掲げる割

合から同項第二号に掲げる割合と法律第三十号

附則第十五項第二号に掲げる割合とを合計した

割合を控除した割合を乗じて得た額とする。

4 法律第三十号附則第十二項の規定により同項

第一号に掲げる額から控除する同項第二号に掲

げる額のうち利息に相当する金額は、同号に規

定する退職手当の支給を受けた日の翌日から退

職した日の前日までの期間につき附別表の上

欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算し

得た金額とする。

法附則第三十号の施行の日前に國家公務員法第

七十九条の規定により休職され、又はこれに準

ずる措置を受け、引き続き法律第三十号の施行

の日ににおいて法律第三十号による改正後の国家

公務員等退職手当法第七条第四項に規定する政

令で定める法人その他の団体に該当するもの

（以下「特定休職指定法人」という。）の業務に

従事した職員の当該業務に従事した期間につい

ては、法第七条第四項の規定による除算は、行

わない。

法律第三十号の施行の日前に、法律第三十号

の規定に該当する退職手当、かつ、引き続き特

定地方公團体等である特定指定法人に使用される

者として在職した後引き續いた在職期間の終

期までの期間を含むものとする。

5 法律第三十号の施行の日前に國家公務員法第

七十九条の規定により休職され、又はこれに準

ずる措置を受け、引き続き法律第三十号の施行

の日ににおいて法律第三十号による改正後の国家

公務員等退職手当法第七条第四項に規定する政

令で定める法人その他の団体に該当するもの

（以下「特定休職指定法人」という。）の業務に

従事した職員の当該業務に従事した期間につい

ては、法第七条第四項の規定による除算は、行

わない。

法律第三十号の施行の日前に、法律第三十号

の規定に該当する退職手当、かつ、引き続き特

定地方公團体等である特定指定法人に使用される

者として在職した後引き續いた在職期間の終

期までの期間を含むものとする。

6 法律第三十号の施行の日前に、職員が、法律

第三十号による改正前の国家公務員等退職手当

法（以下「旧

附則第十項の職員又は特定適用を受ける者	規定の適用を指定法人	特定地方公共団体の公務員又は特定地方公社等の公務員又は特定休職指定法人の業務に従事した期間
内	内	内
いた在職期間	用される者と務に従事した期間	用される者と務に従事した期間
（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受けた者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、法第二条の四から第六条の五まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第一百六十四号。以下「法律第一百六十四号」という。）附則第三項及び法律第三十号附則第五項から第八項まで又は第十二項の規定にかかる第六条の五まで、特定休職指定法人又は地方公社の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これが相当する給付を含む。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した退職手当の額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第三十号附則第十項の規定を適用して計算した額）とする。	（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受けた者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、法第二条の四から第六条の五まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第一百六十四号。以下「法律第一百六十四号」という。）附則第三項及び法律第三十号附則第五項から第八項まで又は第十二項の規定にかかる第六条の五まで、特定休職指定法人又は地方公社の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これが相当する給付を含む。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した退職手当の額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第三十号附則第十項の規定を適用して計算した額）とする。	

13 法律第三十号附則第九項又は第十一項及び附則第五項又は第十一項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受けた者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、法第二条の四から第六条の五まで、国家公務員等退職手当暫定措置法の一部を改正する法律（昭和三十四年法律第一百六十四号。以下「法律第一百六十四号」という。）附則第三項及び法律第三十号附則第五項から第八項まで又は第十二項の規定にかかる第六条の五まで、特定休職指定法人又は地方公社の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これが相当する給付を含む。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した退職手当の額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第三十号附則第十項の規定を適用して計算した額）とする。	14 法律第三十号附則第九項又は第十一項及び附則第五項又は第十一項の規定の適用を受ける者（他の勤続期間に関する特例規定の適用を受けた者を除く。）が適用日以後に退職した場合におけるその者に対する法第二条の四及び第六条の五の規定による退職手当の額は、法第二条の四から第六条の五まで、特定休職指定法人又は地方公社の業務に従事した期間内に支給を受けた退職手当（これが相当する給付を含む。以下この項において同じ。）の額と当該退職手当の支給を受けた日の翌日から退職した日の前日までの期間につき附則別表の上欄に掲げる期間の区分に応じそれ同表の下欄に掲げる利率で複利計算の方法により計算した退職手当の額を合計した額を控除して得た額（その控除して得た額が、その者につき旧法及び法律第三十号附則第十項の規定を適用して計算した額）とする。
15 この政令の施行の日前に、任命権者又はその委任を受けた者の要請に応じ、特定指定法人のうち新令第九条の二第七十二号から第八十九号までに掲げる法人（以下「日本育英会等」という。）に使用される者（役員及び常時勤務に服することを要しない者を除く。以下同じ。）とならぬため旧法第七条の二第一項の規定に該当する退職に準ずる退職をし、かつ、引き続き日本育英会等に使用される者として在職した後引き続いて再び職員となつた者の法第七条第一項の規定による在職期間の計算については、法律第三十号附則第九項並びにこの政令附則第八項及び附則第九項中「旧法第七条の二第一項の規定に該当する退職」とあるのは、「旧法第七条の二第一項の規定に該当する退職に準ずる退職」と読み替えて、これらの規定を適用する。	16 前項に規定する者のうち適用日に日本育英会等に使用される者として在職する者で引き続いだ職員となつたものは、適用日在職する職員とみなして、法律第三十号附則第五項から附則第八項までの規定を適用する。
17 次の表の上欄に掲げる者については、法律第三十号附則第九項中「同項に規定する公庫等の（以下「特定指定法人」とい人）とあるのは、それぞれ同表の下欄に掲げる者の職員（常時勤務に服すことと要しない者を除く。）を要しない者を除く。）	18 附則第二項、附則第六項から附則第十項まで、附則第十二項及び附則第十三項の規定は、前項の表の上欄に掲げる者について準用する。この場合において、これらの規定中「特定指定法人」とあり、「特定地方公社等」とあり、又は「特定地方公社等である特定指定法人」とあるのは、同表の項の区分に応じ、それぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。法律第三十号附則第十一項の規定に該当する者はが適用日から法律第三十号の施行の日の前日までの間に引き続いて特定指定法人に使用される者となるため退職し、かつ、引き続いて特定指定法人に使用される者となつた場合における者の法第七条第一項の規定による職員としての引継いだ在職期間の計算については、法律第三十号附則第十一項の規定にかかわらず、なお前述の例による。
19 法律第二十条第三項の規定は、法律第三十号附則第十一項の規定に該当する者が法律第三十号の施行の日以後に引き続いて公庫等職員となつた場合に以下の規定によることとする。この附則に定めるもののほか、法律第三十号以下この項において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて公庫等職員となつた場合にこの附則の規定に準じて、内閣総理大臣が定め	20 法律第二十条第三項の規定は、法律第三十号附則第十一項の規定に該当する者が法律第三十号の施行の日以後に引き続いて公庫等職員（法第七条の二第一項に規定する公庫等職員をいう。以下この項において同じ。）となるため退職し、かつ、引き続いて公庫等職員となつた場合にこの附則の規定に準じて、内閣総理大臣が定め

21 年三月三十一日まで	平成二十八年四月一日から平成二年三・四・六八	財團法人日本万国博覽会協会の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）
22 年三月三十一日まで	平成二十九年四月一日から平成二年三・六八	財團法人札幌オリンピック冬季大会組織委員会の職員（常時勤務にオリンピック冬季大会組織委員会）
23 年三月三十一日まで	平成三十一年四月一日から平成二年三・九八	財團法人沖縄国際海洋博覽会の職員（常時勤務に服することを要しない者を除く。）
24 年三月三十一日まで	平成三十二年四月一日から平成二年四・一八	会運営者

25 附則別表	附 則 (昭和四八年六月二九日政令第一七三号)	附 則 (昭和四八年六月二九日政令第一七五号)
26 この政令は、日本てん菜振興会の解散に関する法律の施行の日（昭和四十八年七月一日）から施行する。	27 この政令は、金属鉱物探鉱促進事業團法の一部を改正する法律の施行の日（昭和四十八年七月一日）から施行する。	28 この政令は、昭和四十八年八月十日から施行する。
29 附 則 (昭和四八年八月九日政令第二二九号)	附 則 (昭和四八年八月九日政令第二二九号)	附 則 (昭和四八年八月九日政令第二二九号)
30 この政令は、昭和四十八年八月十日から施行する。	31 この政令は、昭和四八年八月十日から施行する。	32 この政令は、昭和四八年九月二八日政令第二二九号
33 附 則 (昭和四八年九月二八日政令第二二九号)	附 則 (昭和四八年九月二八日政令第二二九号)	附 則 (昭和四八年九月二八日政令第二二九号)

この政令は、昭和五十七年十月一日から施行する。

附 則（昭和五八年五月一四日政令第一〇九号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五八年一二月二三日政令第二六三号）

この政令は、公布の日から施行する。ただし、第九条の二に十六号を加える改正規定中同

条第一百二十二号及び第一百二十三号に係る部分

は、地方公務員等共済組合法の一部を改正する

法律（昭和五十八年法律第五十九号）の施行の

日（昭和五十九年四月一日）から施行する。

附 則（昭和五九年三月一七日政令第三五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、国家公務員及び公共企業体

職員に係る共済組合制度の統合等を図るための

国家公務員共済組合法等の一部を改正する法律

の施行の日（昭和五十九年四月一日）から施行

する。

附 則（昭和五九年六月三〇日政令第二三九号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和五九年七月二七日政令第二四五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月八日政令第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和五十九年八月一日から施行

する。

附 則（昭和六〇年六月三〇日政令第二二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和六十一年三月三十日）から施行する。

附 則（昭和六〇年三月五日政令第二四一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年三月三十日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月八日政令第二二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年三月三十日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月三〇日政令第二二六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

う。）第十条第四項又は第五項中「同法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者」とあるのは、「雇用保険法等の一部を改正する法律（昭和五十九年法律第五十四号）附則第二条第二項の規定により雇用保険法第三十七条の二第一項に規定する高年齢継続被保険者となつたものとみなされる者」と読み替えて、これらの規定を適用する。

施行日前に退職した職員が施行日以後に安定した職業に就いた場合における法第十条第十項第三号の二に掲げる再就職手当に相当する退職手当の支給については、雇用保険法等の一部を改正する法律附則第九条に規定する再就職手当の支給の例による。

附 則（昭和五九年一二月一一日政令第三四二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和六十一年三月三十日）から施行する。

附 則（昭和六〇年三月五日政令第二四一号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年三月三十日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月八日政令第二二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和六十一年三月三十日）から施行する。

附 則（昭和六〇年三月三〇日政令第二二六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年三月三十日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月八日政令第二二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年三月三十日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月三〇日政令第二二六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和六十一年三月三十日）から施行する。

附 則（昭和六〇年三月八日政令第二二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年三月三十日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月三〇日政令第二二六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、法の施行の日（昭和六十一年三月三十日）から施行する。

附 則（昭和六〇年三月八日政令第二二七号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年三月三十日から施行する。

附 則（昭和六〇年三月三〇日政令第二二六号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六〇年六月二八日政令第一一一号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六一年三月三〇日政令第三三二号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年三月一日から施行する。

附 則（昭和六一年三月二八日政令第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、東北開発株式会社法を廃止する

附 則（昭和六一年三月二八日政令第五五号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、東北開発株式会社法を廃止する。

附 則（昭和六二年三月二〇日政令第五四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

附 則（昭和六二年六月一〇日政令第二二四号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年六月一日から施行する。

附 則（昭和六一年八月一九日政令第二八二号）

この政令は、昭和六十一年九月一日から施行する。

附 則（昭和六一年九月三〇日政令第三二〇号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十一年十月一日から施行する。

務員退職手当法施行令、旧国家公務員等共済組合法施行令、第七条の規定による改正前の中小漁業融資保証法施行令（以下「旧中小漁業融資保証法施行令」という。）第九条の規定による改正前の国の利害に關係のある訴訟についての法務大臣の権限等に関する法律第七条第一項の公法人を定める政令、第十二条の規定による改正前の日本国有鉄道の經營する事業の運営の改善のために昭和六十一年度において緊急に講すべき特別措置に関する法律施行令及び第十二条の規定による改正前の日本国有鉄道退職希望職員及び日本国有鉄道清算事業団職員の再就職の促進に関する特別措置法施行令は、この政令の施行後も、なおその効力を有する。この場合において、旧中小漁業融資保証法施行令第三条第三項中「年七パーセント」とあるのは、「年六・七パーセント」とする。

附 則（昭和六二年六月三〇日政令第二四〇号）

この政令は、医薬品副作用被害救済基金法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十二年十月一日）から施行する。

附 則（昭和六二年七月一 日政令第二五二号）

この政令は、公布の日から施行する。

附 則（昭和六二年一〇月三〇日政令第三六五号）抄

この政令は、日本航空株式会社法を廃止する等の法律（以下「廃止法」という。）の施行の日（昭和六十二年十一月十八日）から施行する。

附 則（昭和六三年一月四日政令第三六八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、昭和六十三年三月一日から施行する。

附 則（昭和六三年三月三一日政令第六八号）抄

（施行期日）

第一条 この政令は、身体障害者雇用促進法の一部を改正する法律の施行の日（昭和六十三年四月一日）から施行する。

附 則（昭和六三年五月二十四日政令第六五号）

この政令は、公布の日から施行する。

		附 則 (平成六年三月二十四日政令第六五)
第一号	(施行期日)	抄
第一条	この政令は、農用地開発公団法の一部を改正する法律(以下「改正法」という。)の施行の日(昭和六十三年七月二十三日)から施行する。	
附 則 (昭和六十三年九月一四日政令第二七七号)	(施行期日)	抄
この政令は、産業技術に関する研究開発体制の整備に関する法律の施行の日(昭和六十三年十月一日)から施行する。		
附 則 (平成元年六月一日政令第一五六号)	(施行期日)	抄
この政令は、公布の日から施行する。		
附 則 (平成元年七月七日政令第二一〇号)	(施行期日)	抄
この政令は、特定船舶製造業安定事業協会法の一部を改正する法律の施行の日(平成元年七月二十日)から施行する。		
附 則 (平成元年九月二二日政令第二七二号)	(施行期日)	抄
この政令は、新技術開発事業団法の一部を改正する法律の施行の日(平成元年十月一日)から施行する。		
附 則 (平成元年一二月一五日政令第三二三号)	(施行期日)	抄
この政令は、平成二年一月一日から施行する。		
附 則 (平成二年三月三〇日政令第八五号)	(施行期日)	抄
この政令は、公布の日から施行する。		
附 則 (平成二年一〇月五日政令第三〇号)	(施行期日)	抄
この政令は、平成三年四月一日から施行する。		
附 則 (平成三年一月二十五日政令第六六号)	(施行期日)	抄
この政令は、平成三年四月一日から施行する。		
附 則 (平成三年四月二三日政令第一四五号)	(施行期日)	抄
この政令は、航空運送貨物の税関手続の特例等に関する法律の一部を改正する法律の施行の日(平成三年七月一日)から施行する。		
附 則 (平成三年五月二日政令第一五六号)	(施行期日)	抄
この政令は、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律の施行の日(平成四年十月一日)から施行する。		
附 則 (平成四年一二月一六日政令第三八〇号)	(施行期日)	抄
この政令は、通信・放送衛星機構法の一部を改正する法律の施行の日(平成四年十月一日)から施行する。		
附 則 (平成四年九月二八日政令第三一四号)	(施行期日)	抄
この政令は、公害防止事業団法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十九号)の施行の日(平成四年十月一日)から施行する。		
附 則 (平成四年九月二八日政令第三二四号)	(施行期日)	抄
この政令は、公害防止事業団法の一部を改正する法律(平成四年法律第三十九号)の施行の日(平成四年十月一日)から施行する。		
附 則 (平成九年三月二八日政令第八四七号)	(施行期日)	抄
この政令は、平成八年十二月一日から施行する。		
附 則 (平成九年三月二八日政令第二二七号)	(施行期日)	抄
この政令は、平成九年四月一日から施行する。		
附 則 (平成九年六月二四日政令第二二七号)	(施行期日)	抄
この政令は、国家公務員退職手当法等の一部を改正する法律の施行の日(平成九年七月一日)から施行する。		
附 則 (平成九年八月二二日政令第二二五号)	(施行期日)	抄
この政令は、運輸施設整備事業団法(以下「法」という。)附則第一条ただし書の政令で定める日(平成九年十月一日)から施行す		

第一条	この政令は、平成十六年一月五日から施行する。
附 则	(平成一五年一二月二五日政令第 五五三号) 抄
(施行期日)	(平成一五年一二月二五日政令第 五五三号) 抄
第一条	この政令は、法附則第一条第四号に掲げ る規定の施行の日(平成十六年二月二十九日) から施行する。
附 则	(平成一五年一二月二五日政令第 五五五号) 抄
(施行期日)	(平成一五年一二月二五日政令第 五五五号) 抄
第一条	この政令は、公布の日から施行する。た だし、附則第九条から第三十六条までの規定に ついては、平成十六年三月一日から施行する。
附 则	(平成一五年一二月二五日政令第 五五六号) 抄
(施行期日)	(平成一五年一二月二五日政令第 五五六号) 抄
第一条	この政令は、公布の日から施行する。た だし、附則第十条から第三十四条までの規定 は、平成十六年四月一日から施行する。
附 则	(平成一六年一月七日政令第二 号) 抄
(施行期日)	(平成一六年一月七日政令第二 号) 抄
第一条	この政令は、公布の日から施行する。た だし、附則第十条第一項及び第三項並びに第十 三条から第二十八条までの規定は、平成十六年 四月一日から施行する。
附 则	(平成一六年一月三〇日政令第一 号) 抄
(施行期日)	(平成一六年一月三〇日政令第一 号) 抄
第一条	この政令は、平成十六年四月一日から施 行する。
附 则	(平成一六年一月三〇日政令第一 号) 抄
(施行期日)	(平成一六年一月三〇日政令第一 号) 抄
第一条	この政令は、平成十六年四月一日から施 行する。
附 则	(平成一六年一月三〇日政令第一 号) 抄
(施行期日)	(平成一六年一月三〇日政令第一 号) 抄
第一条	この政令は、公布の日から施行する。た だし、附則第十三条から第二十四条までの規定 は、平成十六年四月一日から施行する。
附 则	(平成一六年三月一九日政令第五 号) 抄
(施行期日)	(平成一六年三月一九日政令第五 号) 抄
第一条	この政令は、公布の日から施行する。た だし、附則第九条から第四十四条までの規定 は、平成十六年四月一日から施行する。
附 则	(平成一六年三月一九日政令第五 号) 抄
(施行期日)	(平成一六年三月一九日政令第五 号) 抄
第一条	この政令は、法の施行の日(平成十七年四月 一日)から施行する。
附 则	(平成一七年三月二四日政令第七 二号) 抄
(施行期日)	(平成一七年三月二四日政令第七 二号) 抄
第一条	この政令は、平成十七年四月一日から施 行する。
附 则	(平成一八年三月三一日政令第一 六〇号) 抄
(施行期日)	(平成一八年三月三一日政令第一 六〇号) 抄
第一条	この政令は、防衛庁設置法等の一部を改 正する法律の施行の日(平成十八年七月三十 日)から施行する。
附 则	(平成一八年八月一八日政令第二 七七号) 抄
(施行期日)	(平成一八年八月一八日政令第二 七七号) 抄
第一条	この政令は、防衛庁設置法等の一部を改 正する法律の施行の日(平成十九年一月九日) から施行する。
附 则	(平成一九年二月二三日政令第三 一号) 抄
(施行期日)	(平成一九年二月二三日政令第三 一号) 抄
第一条	この政令は、平成十九年四月一日から施 行する。

分区号	第六	第五
内閣総理大臣の定めるもの	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に掲げる俸給月額を受けたもの	四級であつたもの
二〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの	一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に掲げる俸給月額を受けたもの
二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの	一九 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給月額を受けたもの
三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの	二〇 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの
四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの	四級であつたもの
五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの	一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に掲げる俸給月額を受けたもの
六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの	一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第四号区分の項第七号及び第五号区分の項第七号に掲げる者を除く。）	一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第四号区分の項第八号及び第五号区分の項第八号に掲げる者を除く。）

平成八年四月以後平成十八年三月以前の項第九号に掲げる者を除く。)のうち内閣総理大臣の定めるもの

一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であったもの(第四号区分の項第九号及び第五号区分の項第九号に掲げる者を除く。)

一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの

一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの

一三 平成十二年一月一日から平成十八年三月三十一日までの間ににおいて適用されていた一般職給与法(他の法令において、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法」という。)の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であったもの

一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項五号又は六号の報酬月額を受けていたもの

一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十号又は十一号の報酬月額を受けていたもの

一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十三号又は十四号の俸給月額を受けていたもの

一七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表五号俸から八号俸までの俸給月額を受けていたもの

第 七 号 区 分	第一 二 三 四 五 六
一 九 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの	二〇 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの
二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の(三)欄に掲げる俸給月額を受けたもの	二二 平成九年六月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸の俸給月額を受けたもの
二三 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表四号俸の俸給月額を受けたもの	二四 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの
一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの	二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの	四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が八級であつたもの
五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの	六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの

七 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの八 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第四号区分の項第九号、第五号区分の項第九号及び第六号区分の項第九号に掲げる者を除く。）一〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの一一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの一二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの一三 平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表裁判事補の項の適用を受けている者で同項七号又は八号の報酬月額を受けていたもの一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けている者で同項十二号又は十三号の報酬月額を受けていたもの一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十五号又は十六号の俸給月額を受けていたもの一七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受け

分 区 号 八 第	一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表三号俸又は四号俸の俸給月額を受けたもの
一九 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けた者でその属する職務の級が二級であつたもの	二〇 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの
二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつたもの	二二 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの
二三 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの	二四 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの
二五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの	二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの
二七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの	二八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの
二九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの	

平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの

八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの

九 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一〇 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第七号区分の項第八号に掲げる者を除く。）

一一 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表（四）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一二 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けている者でその属する職務の級が四級であつたもの

一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの

であつたもの

一七 平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けている者で同項九号の報酬月額を受けていた者で同項九号の報酬月額を受けていたもの

一九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十四号の報酬月額を受けていたもの

二〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十七号の俸給月額を受けていたもの

二一 平成八年四月以後平成十三年一月以前の旧防衛庁給与法の参考官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

二三 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の防衛参考官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

二四 平成十六年十月二十八日から平成十八年三月三十一日までの間ににおいて適用された旧防衛庁給与法（以下「平成十六年十月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法」という。）の自衛隊教官俸給表の適用を受けている者でその属する職務の級が二級であつたもの

二五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が三等陸佐、三等海佐又は三等空佐であつたもの

二六 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表二号俸の俸給月額を受けていたもの

二七 平成十二年十一月以後平成十八年三月以前の任期付職員法第七条第一項の俸給表の

第 九 区 分 号	適用を受けていた者で同表一号俸又は二号俸の俸給額を受けていたもの
二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの	一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
二九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの	二平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の行政職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの（第八号区分の項第二号に掲げる者を除く。）
三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第三号に掲げる者を除く。）	三平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第三号に掲げる者を除く。）
四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの	四平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級若しくは五級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの又は六級であつたもの	五平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級若しくは五級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの又は六級であつたもの
六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの	六平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの	七平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの
八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第八号に掲げる者を除く。）	八平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第八号に掲げる者を除く。）
九 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの	九平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの
一〇 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適	一〇平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適

用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの

一一 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表（四）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第一一号に掲げる者を除く。）

一二 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第一二号に掲げる者を除く。）

一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けた者でその属する職務の級が三級であつたもの（第八号区分の項第一三号に掲げる者を除く。）

一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもの（第八号区分の項第一四号に掲げる者を除く。）

一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の医療職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの（第八号区分の項第一五号に掲げる者を除く。）

一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表（三）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第八号区分の項第一六号に掲げる者を除く。）

一七 平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもの（第八号区分の項第一七号に掲げる者を除く。）

一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十五号の報酬月額を受けていたもの

一九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十八号の俸給月額を受けていたもの

二〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十五号の報酬月額を受けていたもの

第 十 号 区 分	二二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十二号の俸給月額を受けたもの
一 一 般 職 給 与 法 の 専 門 行 政 職 俸 給 表	二二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二二号に掲げる者を除く。）のうち内閣総理大臣の定めるもの
二 一 般 職 給 与 法 の 専 門 行 政 職 俸 給 表	二四 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの（第八号区分の項第二二号に掲げる者を除く。）のうち内閣総理大臣の定めるもの
三 一 般 職 給 与 法 の 専 門 行 政 職 俸 給 表	二五 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が一級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの
四 一 般 職 給 与 法 の 専 門 行 政 職 俸 給 表	二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が一等陸尉、一等海尉又は一等空尉であつたもの
五 一 般 職 給 与 法 の 専 門 行 政 職 俸 給 表	二七 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表一号俸の俸給月額を受けていたもの
六 一 般 職 給 与 法 の 専 門 行 政 職 俸 給 表	二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの

四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの

五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの又は四級若しくは五級であつたもの（第九号区分の項第五号に掲げる者を除く。）

六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の公安職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの

七 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の海事職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級又は五級であつたもの

八 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の海事職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

九 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一〇 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一一 平成八年四月以後平成十六年十月以前の一般職給与法の教育職俸給表（四）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一二 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の教育職俸給表（二）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一三 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の研究職俸給表（一）の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一四 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表（一）の適用

一五 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの又は三級若しくは四級であつたもの

一六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの又は三級であつたもの

一七 平成十二年一月以後平成十八年三月以前の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級又は三級であつたもの

一八 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表裁判事補の項の適用を受けた者で同項十一号又は十二号の報酬月額を受けていたもの

一九 平成八年四月以後平成十八年三月以前の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けた者で同項十六号又は十七号の報酬月額を受けていたもの

二〇 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十九号又は二十号の俸給月額を受けていたもの

二一 平成八年四月以後平成十八年三月以前の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十三号から十五号までの俸給月額を受けていたもの

二二 平成八年四月以後平成十八年三月以前の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表一号俸の俸給月額を受けていたもの

二三 平成八年四月以後平成十八年一月以前の旧防衛廳給与法の参考官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第八号区分の項第二二号及び第九号区分の項第二三号に掲げる者を除く)

二十四 平成十三年一月以後平成十八年三月以前の旧防衛廳給与法の防衛參官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第八号区分の項第二三号

及び第九号区分の項第二四号に掲げる者を除く。)
二五 平成十六年十月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一般であつたもの（第九号区分の項第二五号に掲げる者を除く。）のうち内閣総理大臣の定めるもの
二六 平成八年四月以後平成十八年三月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸尉、二等海尉若しくは二等空尉、三等陸尉、三等海尉若しくは三等空尉、准陸尉、准海尉若しくは准空尉、陸曹長、海曹長若しくは空曹長又は一等陸曹、一等海曹若しくは一等空曹であつたもの
二七 平成九年六月以後平成十八年三月以前の任期付研究員法第六条第二項の俸給表の適用を受けていた者
二八 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの
第一号区分から第十号区分までのいずれの職員の区分にも属しないこととなる者

八年四月以後の裁判官報酬法」という。別表の適用を受けていた者で同表判事の項二号の報酬月額以上の報酬月額を受けていたもの
三 平成十八年四月一日以後適用されたる検察官の俸給等に関する法律（以下「平成十八年四月以後の検察官俸給法」という。）別表の適用を受けていた者で同表検事の項二号の俸給月額以上の俸給月額を受けたもの
四 平成十八年四月一日以後適用されている特別職の職員の給与に関する法律（以下「平成十八年四月以後の特別職給与法」という。）別表第一の適用を受けていた者で公害等調整委員会の常勤の委員の受ける俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
五 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二大使の項の適用を受けていた者で同項二号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けたもの
六 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二公使の項の適用を受けていた者で同項二号俸の俸給月額を受けていたもの
七 平成十八年四月一日から同年七月三十日までの間ににおいて適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法」という。）の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定期付研究員法第六条第二項の俸給表の適用を受けていたもの
八 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの
九 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄の項第二四号、第八号区分の項第二八号、第九号区分の項第二八号及び第十号区分の項第二八号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は行政執行法人の意見を聴くものとする。
ロ 平成十八年四月一日以後適用される職員の区分についての表
一 平成十八年四月一日以後適用されている一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後の一般職給与法」といいう。）の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表で同表六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
二 平成十八年四月一日以後適用されたる裁判官の報酬等に関する法律（以下「平成十八年四月以後適用されている裁判官の報酬等に関する法律」という。）

第一号区分の項第一〇号、第二号区分の項第九号、第四号区分の項第二二号、第五号区分の項第二〇号、第六号区分の項第二四号、第七号区分の項第二四号、第八号区分の項第二八号、第九号区分の項第二八号及び第十号区分の項第二八号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は行政執行法人の意見を聴くものとする。
ロ 平成十八年四月一日以後適用される職員の区分についての表
一 一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後の一般職給与法」といいう。）の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表で同表六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
二 平成十八年四月一日以後適用されたる裁判官の報酬等に関する法律（以下「平成十八年四月以後適用されている裁判官の報酬等に関する法律」という。）

第一号区分の項第一〇号又は四号の報酬月額を受けていた者で同表
二 平成十八年四月以後の一般職給与法の定職俸給表の適用を受けていた者で同表一号判事の項の適用を受けていた者で同表三号から五号俸までの俸給月額を受けていたもの
三 平成十八年四月一日以後適用されたる検察官の俸給等に関する法律（以下「平成十八年四月以後の検察官俸給法」という。）別表の適用を受けていた者で同表検事の項二号の俸給月額以上の俸給月額を受けたもの
四 平成十八年四月一日以後適用されている特別職の職員の給与に関する法律（以下「平成十八年四月以後の特別職給与法」という。）別表第一の適用を受けていた者で公害等調整委員会の常勤の委員の受ける俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
五 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二大使の項の適用を受けていた者で同項二号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けたもの
六 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第二公使の項の適用を受けていた者で同項二号俸の俸給月額を受けていたもの
七 平成十八年四月一日から同年七月三十日までの間ににおいて適用されていた旧防衛庁給与法（以下「平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法」という。）の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定期付研究員法第六条第二項の俸給表の適用を受けていたもの
八 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者で同表の指定職の欄一号俸から五号俸までの俸給月額を受けていたもの
九 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将、海将及び空将の欄の項第二四号、第八号区分の項第二八号、第九号区分の項第二八号及び第十号区分の項第二八号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は行政執行法人の意見を聴くものとする。
ロ 平成十八年四月一日以後適用される職員の区分についての表
一 一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成十八年四月以後の一般職給与法」といいう。）の指定職俸給表の適用を受けていた者で同表で同表六号俸の俸給月額以上の俸給月額を受けていたもの
二 平成十八年四月一日以後適用されたる裁判官の報酬等に関する法律（以下「平成十八年四月以後適用されている裁判官の報酬等に関する法律」という。）

分 区 号 四 第	表検事の項の適用を受けていた者で同項六号から八号までの俸給月額を受けていたもの
一 二	平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項一号又は二号の俸給月額を受けていたもの
一 三	平成十八年四月以後の検察官俸給法別表第三の適用を受けていた者で同表十二号俸給月額を受けていたもの
一 四	平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
一 五	平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもののうち内閣総理大臣の定めるもの
一 五 の 二	平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の(二)欄に掲げる俸給月額を受けていたもののうち内閣総理大臣の定めるもの
一 六	前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの
一	平成十八年四月以後の一般職給与法の行政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの
二	平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもの
三	平成十八年四月以後の一般職給与法の税務職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が九級であつたもの
四	平成十八年四月以後の一般職給与法の公務職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が十級であつたもの
五	平成十八年四月以後の一般職給与法の公務職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が七級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの
六	平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が四級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

八 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

九 平成二十年四月一日以後適用される一般職給与法（他の法令において、引用し、準用し、又はその例による場合を含む。以下「平成二十年四月以後の一般職給与法」という。）の専門スタッフ職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの

一〇 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項一号又は二号の報酬月額を受けていたもの

一一 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項五号から七号までの報酬月額を受けていたもの

一二 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項九号又は十号の俸給月額を受けていたもの

一三 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項三号から五号までの俸給月額を受けていたもの

一四 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表十号俸とは十一号俸の俸給月額を受けていたもの

一五 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛参事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの

一六 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄に掲げる俸給月額を受けていたもの（第三号区分の項第一五号に掲げる者を除く。）又は一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に掲げる俸給月額を受けていたもの

一七 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同表の陸将補、海将補及び空将補の（二）欄に掲げる俸給月額を受けていたもの（第三号区分の項第一五号に掲げる者を除く。）又は一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の（二）欄に掲げる俸給月額を受けていたもの

五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公
安職俸給表(二)の適用を受けていた者でそ
の属する職務の級が七級であつたもの
六 平成十八年四月以後の一般職給与法の海
事職俸給表(二)の適用を受けていた者でそ
の属する職務の級が六級であつたもののうち
内閣総理大臣の定めるもの
七 平成十八年四月以後の一般職給与法の教
育職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ
の属する職務の級が四級であつたもの(第四
号区分の項第七号及び第五号区分の項第七号
に掲げる者を除く。)
八 平成十八年四月以後の一般職給与法の研
究職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ
の属する職務の級が五級であつたもの(第四
号区分の項第八号及び第五号区分の項第八号
に掲げる者を除く。)のうち内閣総理大臣の定める
もの
九 平成十八年四月以後の一般職給与法の医
療職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ
の属する職務の級が四級であつたもの(第四
号区分の項第九号及び第五号区分の項第九号
に掲げる者を除く。)
一〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の
医療職俸給表(二)の適用を受けていた者で
その属する職務の級が八級であつたもの
一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の
医療職俸給表(三)の適用を受けていた者で
その属する職務の級が七級であつたもの
一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の
福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属
する職務の級が六級であつたもの
一三 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別
表判事補の項の適用を受けていた者で同項五
号又は六号の報酬月額を受けていたもの
一四 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別
表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者
で同項十号又は十一号の報酬月額を受けてい
たもの
一五 平成十八年四月以後の検察官俸給法別
表検事の項の適用を受けていた者で同項十三
号又は十四号の俸給月額を受けていたもの
一六 平成十八年四月以後の検察官俸給法別
表副検事の項の適用を受けていた者で同項八
号又は九号の俸給月額を受けていたもの
一七 平成十八年四月以後の特別職給与法別
表第三の適用を受けていた者で同表五号俸か
ら八号俸までの俸給月額を受けていたもの

分区号七第	内閣総理大臣の定めるもの	二二、前各号に掲げる者に準ずるものとして 内閣総理大臣の定めるもの	二一、平成十八年四月以後の一般職給与法の行 政職俸給表(一)の適用を受けていた者でその 属する職務の級が六級であったもの	二〇、平成十八年四月以後の任期付職員法第 六条第一項の俸給表の適用を受けていた者 で同表四号俸の俸給月額を受けていたもの	一九、平成十九年一月以後の防衛省給与 法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同 表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の (三)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの	一八、平成十八年四月以後の防衛省給与 法の自衛官俸給表の適用を受けていた者で同 表の一等陸佐、一等海佐及び一等空佐の (三)欄に掲げる俸給月額を受けていたもの
一、平成十八年四月以後の一般職給与法の行 政職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が六級であったもの	二、平成十八年四月以後の一般職給与法の專 門行政職俸給表の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が六級であつたもの	三、平成十八年四月以後の一般職給与法の公 務職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が六級であつたもの	四、平成十八年四月以後の一般職給与法の公 安職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が六級であつたもの	五、平成十八年四月以後の一般職給与法の公 安職俸給表(二)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が六級であつたもの(第六 号区分の項第六号に掲げる者を除く)	六、平成十八年四月以後の一般職給与法の海 事職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が六級であつたもの(第六 号区分の項第六号に掲げる者を除く)	七、平成十八年四月以後の一般職給与法の教 育職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が三級であつたもののうち 内閣総理大臣の定めるもの
八、平成十八年四月以後の一般職給与法の研 究職俸給表の適用を受けていた者でその属す る職務の級が五級であつたもの(第四号区分	九、平成十八年四月以後の一般職給与法の教 育職俸給表(一)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が三級であつたもののうち 内閣総理大臣の定めるもの	十、平成十八年四月以後の一般職給与法の教 育職俸給表(二)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が三級であつたもののうち 内閣総理大臣の定めるもの	十一、平成十八年四月以後の一般職給与法の教 育職俸給表(三)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が三級であつたもののうち 内閣総理大臣の定めるもの	十二、平成十八年四月以後の一般職給与法の教 育職俸給表(四)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が三級であつたもののうち 内閣総理大臣の定めるもの	十三、平成十八年四月以後の一般職給与法の教 育職俸給表(五)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が三級であつたもののうち 内閣総理大臣の定めるもの	十四、平成十八年四月以後の一般職給与法の教 育職俸給表(六)の適用を受けていた者でそ の属する職務の級が三級であつたもののうち 内閣総理大臣の定めるもの

号区分の項第八号、第五号区分の項第八号及び第六号区分の項第八号に掲げる者を除く。)
九 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が三級であつたもの
一〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級又は七級であつたもの
一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が六級であつたもの
一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が五級であつたもの
一二の二 平成二十年四月以後の一般職給与法の専門スタッフ職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの
一三 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項七号又は八号の報酬月額を受けていたもの
一四 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていた者で同項十二号又は十三号の報酬月額を受けていたもの
一五 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十五号又は十六号の俸給月額を受けていたもの
一六 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十号又は十一号の俸給月額を受けていたもの
一七 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表三号俸又是四号俸の俸給月額を受けていたもの
一八 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛參事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつたもの
一九 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する階級が二等陸佐、二等海佐又は二等空佐であつたもの

第 八 号 区 分	二〇 平成十八年四月以後の任期付研究員法第六条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの
二一 平成十八年四月以後の任期付職員法第七条第一項の俸給表の適用を受けていた者で同表三号俸の俸給月額を受けていたもの	二二 前各号に掲げる者に準ずるものとして内閣総理大臣の定めるもの
二三 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けたものうち内閣総理大臣の定めるもの	二四 平成十八年四月以後の一般職給与法の専門行政職俸給表の適用を受けたものうち内閣総理大臣の定めるもの
二五 平成十八年四月以後の一般職給与法の公務職俸給表(一)の適用を受けたものでその属する職務の級が五級であつたもの	二六 平成十八年四月以後の一般職給与法の公務職俸給表(一)の適用を受けたものでその属する職務の級が五級であつたもの
二七 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表(一)の適用を受けたものでその属する職務の級が五級であつたもの	二八 平成十八年四月以後の一般職給与法の海事職俸給表(二)の適用を受けたものでその属する職務の級が三級であつたもの(第七号区分の項第七号に掲げる者を除く。)
二九 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表(一)の適用を受けたものでその属する職務の級が三級であつたもの(第七号区分の項第七号に掲げる者を除く。)	二〇 平成十八年四月以後の一般職給与法の教育職俸給表(二)の適用を受けたものでその属する職務の級が四級であつたもの
二一 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けたものでその属する職務の級が四級であつたもの	二二 平成十八年四月以後の一般職給与法の内閣総理大臣の定めるもの

その属する職務の級が二級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一一 平成十八年四月以後の一般職給与法の研究職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一二 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(一)の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの

一三 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(二)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの又は三級若しくは四級であつたもの

一四 平成十八年四月以後の一般職給与法の医療職俸給表(三)の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級であつたもののうち内閣総理大臣の定めるもの又は三級であつたもの

一五 平成十八年四月以後の一般職給与法の福祉職俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が二級又は三級であつたもの

一六 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表判事補の項の適用を受けていた者で同項十一号又は十二号の報酬月額を受けていたもの

一七 平成十八年四月以後の裁判官報酬法別表簡易裁判所判事の項の適用を受けていたもので同項十六号又は十七号の報酬月額を受けていたもの

一八 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表検事の項の適用を受けていた者で同項十九号又は二十号の俸給月額を受けていたもの

一九 平成十八年四月以後の検察官俸給法別表副検事の項の適用を受けていた者で同項十四号から十六号までの俸給月額を受けていたもの

二〇 平成十八年四月以後の特別職給与法別表第三の適用を受けていた者で同表一号俸の俸給月額を受けていたもの

二一 平成十八年四月以後同年七月以前の旧防衛庁給与法の防衛參事官等俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第八号区分の項第二二号に掲げる者を除く。)九号区分の項第二二号に掲げる者を除く。)

二二 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛隊教官俸給表の適

備考	第一号区分から第十号区分までのいづれの職員の区分にも属しないこととなる者	内閣総理大臣の定めるもの	第一号区分の項第一二号、第三号区分の項第一六号、第四号区分の項第一九号、第五号区分の項第一八号、第六号区分の項第二三号、第七号区分の項第二二号、第八号区分の項第二五号、第九号区分の項第二五号及び第十号区分の項第二五号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は行政執行法人の意見を聴くものとする。	内閣総理大臣は、第一号区分の項第九号、第二号区分の項第一二号、第三号区分の項第一六号、第四号区分の項第一九号、第五号区分の項第一八号、第六号区分の項第二三号、第七号区分の項第二二号、第八号区分の項第二五号、第九号区分の項第二五号及び第十号区分の項第二五号の規定による内閣総理大臣の定めをしようとするときは、農林水産大臣又は行政執行法人の意見を聴くものとする。	二二の二 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第九号区分の項第二三号に掲げる者を除く。)のうち内閣総理大臣の定めるもの
			二三 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第九号区分の項第二二号の二に掲げる者を除く。)のうち内閣総理大臣の定めるもの	二三 平成十八年四月以後平成十九年一月以前の旧防衛庁給与法の自衛官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第九号区分の項第二二号の二に掲げる者を除く。)のうち内閣総理大臣の定めるもの	二三 平成十九年一月以後の防衛省給与法の自衛隊教官俸給表の適用を受けていた者でその属する職務の級が一級であつたもの(第九号区分の項第二三号に掲げる者を除く。)のうち内閣総理大臣の定めるもの

受けていた者で退職の日に昇任したもの（公務上の傷病によりその職に堪えないと退職した者を除く。）は、その昇任前の階級に属していたものとみなす。

別表第二（第六条の四関係）		平成八年四月一日からび一般職の職員の給与に関する法律及上死亡した者又は公務上の傷病によりその職に堪えないで退職した者を除く。は、その昇任前の階級に属していたものとみなす。
平成十年三月三十日まで	平成十年四月一日から三月三十日までの間	月一日から三月三十日までの間の特例に関する法律等の一部を改正する法律（平成九年法律第二百十二号）第一条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額
平成十四年十二月一日まで	平成十四年十二月一日から十二月一日までの間	月一日から十二月一日までの間の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百六号）第一条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額
平成十五年五月三十日まで	平成十五年五月三十日までの間	月一日から五月三十日までの間の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十五年法律第二百四十一号）第一条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額
平成十七年七月十一日まで	平成十七年七月十一日までの間	月一日から七月十一日までの間の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百十三号）第一条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額
平成十八年八月三日まで	平成十八年八月三日までの間	月一日から八月三日までの間の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百十三号）第一条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額
平成十八年四月一日まで	平成十八年四月一日までの間	月一日から四月一日までの間の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百十三号）第一条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額
平成十八年四月一日から四月一日までの間	平成十八年四月一日から四月一日までの間	月一日から四月一日までの間の一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律（平成十七年法律第二百十三号）第一条の規定による改正前の一般職給与法の指定職俸給表十一号俸の額に相当する額